15865　サンケイバッサ粉剤３０ＤＬ　鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

22966　北おろし箱粒剤　東京都港区六本木六丁目10番１号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ヨルグ・クリスチャン　シュテック

22967　ＨＣＣシナジオ乳剤　東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　喜多野利和

22968　シナジオ乳剤　東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　栗田道郎

22969　シリウスエグザ１キロ粒剤　東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

22970　かれるくん　東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進

22972　ビビフルペースト　東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　右原英助

平成26年９月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18428	アグロガード	東京都港区赤坂四丁目２番19号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
18429	ロブグラン水和剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　民家薫
18431	コンフューザーＧ	東京都千代田区大手町二丁目６番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　森俊三

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十七年四月二日　農林水産大臣　林　芳正

平成26年７月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17176	水和剤	エトフェンプロックス　サンケイトレボン水和剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天八五番六から同町奥河内字弁才天一一番一地先まで	前	９・一一～一二・一五	○・○七六キロメートル
	後	９・五六～一二・一五	○・○七六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天八五番六から同町奥河内字弁才天六六番三まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二日

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天一四〇番六から同町奥河内字弁才天一七二番一〇まで	前	一〇・八八～一八・〇九	○・一〇二キロメートル
	後	九・三二～一八・〇九	○・一〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天一四〇番六から同町奥河内字弁才天一七二番一〇まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二日

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天一四〇番六から同町奥河内字弁才天一七二番一〇まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二日

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県海部郡美波町山河内字打越一〇六番二地先から同町山河内字打越一〇九番二まで	前	９・一三～一五・七五	○・○一九キロメートル
	後	一一・一六～一五・七六	○・○一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所